

# 水道料金・下水道使用料の減免制度の見直しについて

## 1 減免制度について

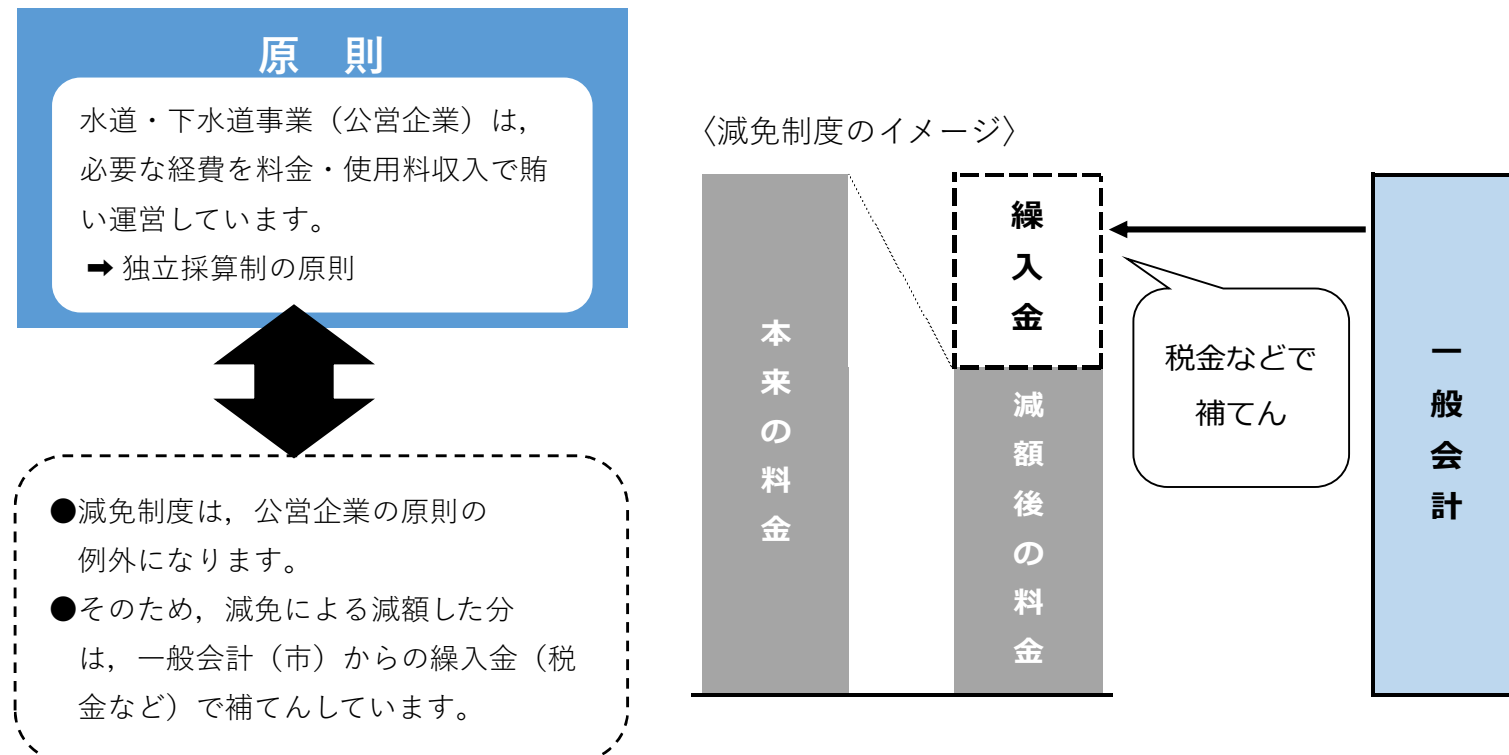
### (1) 減免制度の概要

水道局では次の対象世帯等に対し、福祉施策の一環として水道料金及び下水道使用料を減免しています。

対象区分	減免の内容
特別児童扶養手当受給世帯	料金・使用料の約5割を減額
障害者のみの世帯	
生活保護世帯等	
児童扶養手当受給世帯	基本料金と基本使用料の約4割を減額
独居高齢者世帯	
社会福祉施設	使用水量に応じて異なります
公衆浴場	使用水量に応じて異なります

対象区分	開始年度		開始理由
	水道料金	下水道使用料	
特別児童扶養手当受給世帯	昭和44年4月	昭和52年4月	● 水道・下水道の拡張整備による普及時期における大幅な料金改定への緩和措置
障害者のみの世帯	平成20年10月	平成20年10月	● 障害者への自立支援を目的とした、社会福祉的配慮

### (2) 減免制度のしくみ



## 2 減免制度見直しの背景

**平成27年度行政評価  
（上下水道料金の減免の見直し）**

- 基本水量や区分等について多様なライフスタイルに対応するため、料金体系の見直しを行い、その整理の中で**減免制度が真に必要なかどうかを検討するとともに、一般会計からの繰入金によらない制度運用が可能かどうかについても合わせて検討すること。**
- なお、減免制度の見直しをすることとなった場合には、**その見直しによる代替施策案について関係部局と十分な協議・調整をすること。**

**行財政改革推進プログラム2020  
（令和2年度～令和5年度）**

- 計画期間内の収支不足額**56.6億円**
- 財源確保の目標の一つとして、「特別会計繰出金の抑制」が掲げられています。

## 3 減免制度見直し案

対象区分	見直し案
特別児童扶養手当受給世帯	減免制度は <b>廃止</b> （令和6年度中） → 減免制度廃止に併せ福祉タクシー利用料金等助成事業の拡充（検討中）
障害者のみの世帯	

## 4 見直しによる影響額

（2か月・税込み）

	使用水量	現行（減免後の料金）			見直し後（通常料金）			影響額
		水道料金	下水道使用料	計	水道料金	下水道使用料	計	
障害世帯	10m <sup>3</sup>	1,177円	1,185円	<b>2,362円</b>	2,343円	2,367円	<b>4,710円</b>	<b>+2,348円</b>
	17m <sup>3</sup>	1,406円	1,304円	<b>2,710円</b>	2,796円	2,604円	<b>5,400円</b>	<b>+2,690円</b>
特児世帯	34m <sup>3</sup>	2,959円	2,763円	<b>5,722円</b>	5,900円	5,522円	<b>11,422円</b>	<b>+5,700円</b>
	45m <sup>3</sup>	3,963円	3,707円	<b>7,670円</b>	7,909円	7,409円	<b>15,318円</b>	<b>+7,648円</b>

※使用水量は一例（モデル）ですので、個々の世帯の状況で使用水量は異なります。